

アメリカン・ボードの日本伝道

竹 中 正 夫



貴重な歴史

同志社大学の神学部にある貴重な資料の一つにアメリカン・ボードの歴史がある。これは、一八四二年に出版されたもので、著者はJ・トレシー(Joseph Tracy)であり、正式のタイトルは、History of the American Board of Commissioners for Foreign Missions, compiled chiefly from the published and unpublished documents of the Board となっている。この本が同志社に届けられたのが、昭和十五年十一月六日のことであり、当時の牧野総長の受領印がおしてある。昭和十五年といえは、太平洋の風雲急を上げるころであり、いつ日米の両国が戦争に入るか予断を許さないころであった。

そのようなときに、初期の歴史を丹念に記し、非常な稀少価値をもった書物をアメリカン・ボードがとくに同志社にとどけたのは、とりわけ理由があった。当時ボードの幹事E・ベル氏は、同志社で働いていたボードのエドワード・S・カープ宣教師につきのような手紙をおくり、この貴重な書物を送るにあたってのアメリカン・ボ

ードの気持を伝えている。

「昨日当地で開かれたアメリカン・ボードの理事会は、トレシーのアメリカン・ボードの歴史を貴氏におくることを決議したことをわたしはよろこんでいます。わたしは、今日それをあなた宛に送ります。これは現在ボードにある二冊中の一冊であり、きわめて大切な貴重な文献であります。」

この書物をあなたが同志社に呈するにあたって、この書物がボードにとっていかに貴重な文献であるかを伝ええると同時に、つぎのことを明らかにしていただきたいと思います。すなわち、アメリカン・ボードは、同志社とその「歴史」を頒ち合うということは、この緊迫をし、風雲急なる時代に、変らない友情と交わりを保つためにいかなる努力も惜まないというねがいのあらわれに外ならないのであります。」

表紙がかなりいたみ、各頁が黄色くなっているこの四五二頁に及ぶ書物には、アメリカン・ボードの歴史と精神がしみこんでいる。戦争の危機の間近いときに、友情の折りをもって同志社に届けられたこの書物は貴重な文献である。

トレンシイはアメリカン・ボードの歴史を書くにあたって、英国から難をのがれオランダに渡ったピューリタンたちが、新天地を求めてアメリカに來たことからはじめ、つぎのことばをもってはじめている。

“The first settlement of New England was a missionary enterprise”.

つまり、ニューイングランドに居を定めた初期の開拓者たちが、周囲のインディアンたちの伝道をはじめていったことが克明に記されている。わたしたちは、そこにサーシャント、エドワード、ブレインナードなどの優れたニューイングランドの指導者たちの遅くましいインディアン伝道の記録をよむのである。このことは、日本の伝道あるいは、その働きの一つとして形成された同志社と一見あまり関係のないことのように思われるが、しかし、少し歴史をさかのぼってたどってみると深い関連のあることに気がつくであろう。

D・C・グリーン

アメリカン・ボードが日本に派遣した最初の宣教師、D・C・グリーン (Daniel Crosby Greene) は、一八六九年十一月四日サンフランシスコをたち、十一月三十日に横浜にしている。本年はちょうど一〇〇年の記念すべき年を迎えるわけである。グリーンは一八四三年にマサチューセッツ州で生まれた。彼が生れて間もなく父デビット・グリーンは、ニューヘーブンにいた親戚に手紙をおくって、こういつている。

「去る二月十一日、わたしたちの家族に、また一人の男の子が与

えられた。(中略)

しかし「生のなかに死に出あう」ということわざのあるように同時にわたしたちの親友、アメリカン・ボードの同僚ダニエル・クロスビーが死んだというしらせを受けた。」

二日のうち、グリーンは親友の葬式において、「牧者の誠実さに徹し抜いた人」(Ministerial Fidelity Exemplified) というテーマの下に追悼の説教をし、このようなときに生まれた四男に対し躊躇することなく、親友の名をつけ、ダニエル・クロスビー・グリーンとよぶことにした。

グリーン家の人びと

グリーンの父デビットは、一七九七年にフィリップス・アカデミーに入学し、イエール大学に学び、卒業後しばらく助手をつとめ、またアームスト大学でも短期間教えた。その後、彼はアンドヴァー神学校で勉強している。右にあげたフィリップス・アカデミーにしろ、アームスト大学にしても、さらにアンドヴァー神学校にしても、いずれも新島襄の学んだ学校であり、当時のニューイングランドの代表的な学校であった。その後アメリカン・ボードの幹事として、外国伝道の後援のため尽力したのである。

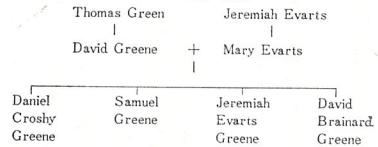
D・C・グリーンの母は、マリ・エバーツといい、これまたニューイングランドの伝統的な家に育った。彼女の父J・エバーツ (Jeremiah Everts) は、一七九八年イエール大学に入学しデモデ・ドワイートの薫陶をうけ、その精神をうけついで終生平信徒として伝道の活動の推進にあたった。

テモテ・ドワイト（一七五二—一八一七）は、イエール大学の学長をつとめるかたわら、外国伝道に関心をもち、アメリカン・ボードの創設に参与し、最初にあげられた九人の役員の一人名となっている。彼は地のはてまで福音を宣べ伝えることを力説し、若者たちに大きな影響を与えた。同志社において聖書神学、歴史神学を担当するかたわら、経済学を講じ、明治期の社会思想の先鞭をつけられたD・W・ラーネッド（一八四八—一九四三）は、イエール大学で学び、その名前もドワイトを記念してドワイト・フィットニー・ラーネッド（Dwight Whitney Learned）といっていたことにも、テモテ・ドワイトの影響力をみることできよう。

さて、グリーンンの母の父、J・エバーツは法律家としてニューヘーブンで法律事務所を開いていた。とくに、インディアンの人権を保障するために尽力し、当時のニューヨークの正統的ビュリタンの機関誌であるパノプリスト（Panoptist）にたびたび寄稿し、アメリカン・ボードの創立にも参画し、一八二二年には理事となり、一八三一年死ぬまで理事の一員であり、一八一一年から二十一年の十年にわたって会計をつとめ、またのちには、アメリカン・ボードの庶務担当幹事をつとめた。一八二二年までアメリカン・ボードのオフィスはエバーツの家におかれており、グリーンンの母マリーにしてみれば、その少女時代はアメリカン・ボードのなかで育ったようなものであった。

グリーンはこのような家庭の四番目の男の子として生れた。彼の三人の兄たちにつけられた名前をみても、両親たちの心情がうかがえるし、宣教師をおくり出したニューヨークの家庭の背景を

グリーン家の系譜



＊グリーン家のスバリングは祖父のときまで Green であったが、父 David Greene のときから e をつけるようになった。

ユリタンの血と外国伝道への情熱が脈うっていたかを知ることができる。のちに D・C・グリーンンの妻となったマリー・J・フォバスの父はまだあどけない娘をのこしてこの世を去ったが、彼ののこした遺書は彼らニューヨークランダーたちの背骨^{バズボーン}とも言える精神を反映してゐる。

わたしはねがう

汝が世間の尺度によつて

「富める者」であり、「偉大なもの」

たらんより、

真理のまなざしにてらし

「真実なもの」であり、「誠実なもの」

であることを。

わたしは汝にあきらかに示そう。

知ることができる。一番上の兄の名はインディアン^{インディアン}の伝道に励み、病を得て若くして世を去ったデビット・ブレイナード（David Brainard）にちなんでつけられ、次男はさきに記した母方の父ジェレマイヤ・エバーツ（Jeremiah Evarts）の名をとり、三男はアメリカン・ボードの最初の宣教師サムエル・ミラーからとつてサムエルと名づけられていた。

これらをもていかにグリーンン家の人々のなかには、ニューヨークランド・ピ

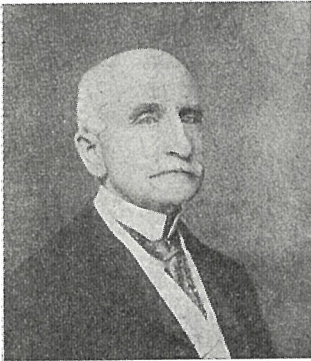
この世的な名譽や富がいかにうつろなものであり

神に捧げるものとしては

はるかに遠いものであることを

このような家庭から宣教師やその妻たちが出てきたことはむしろ当然なことであつた。D・C・グリーンなどは宣教師になるために生まれついたようなものであつた。むしろその家庭から宣教師が出てこなかったら不思議であるような家庭に彼らは育つた。一世代ではなく、二代にも三代にもわたつて、父から子に、子から孫へとうけつぎ、また形成されていった敬虔にして、堅実な家風によつて培かわれた精神を体して、彼らは地の果てにまで宣教の旅に出たのであつた。

アメリカン・ボード



D. C. グリーン

アメリカン・ボードのおこりは、一八〇六年のウイリアムス大学の学生たちの祈りにさかのぼる。ウイリアムス大学はマサチューセツツ州にあり、アーモスト大学の直ぐ近くにある伝統ある大学である。学生たちの数はわずか数名であつたが、彼らは兄弟団 (The Brethren) と

いう交わりを結び、祈りを共にし、ひらけゆく世界における自分の使命について論じていた。

ある日、ウイリアムス・タウンの近くの野をあるいていたとき、ひどい雷鳴がなりひびき、彼らはそばにあつた干し草の山かげに難をのがれた。ふりしきる豪雨のなかで彼らは、熱心に世界の伝道について語りあい、自分たちがアメリカの宣教師のさきがけとなるうと誓ひあつた。

やがて、献身した学生たちを訓練する学校として、アンドヴァー神学校が一八〇七年に創設された。当時ハーバード大学はユニテリアンの色を濃くしており、正統派の流れをくみ、三一神の信仰把握を堅持したアンドヴァー神学校やイエール大学が、初期のアメリカン・ボードの宣教師たちの主な訓練場となつたことは興味深いことである。

アンドヴァー神学校に在学中、彼らはマサチューセツツ州のブラドフォードで開かれた会衆教会の大会に出かけてゆき、卒直に自分たちの外国伝道に対する関心について情熱を傾けて語り、そこに集つていた先輩たちに、具体的な運動の展開のために尽力を依頼した。

ブラドフォードに集まつた人々は、青年たちの熱烈な信仰と献身の決意に動かされたが、実際に外国伝道を推進するためには諸種の困難が予想された。そこで、この問題を検討するために特別委員会が任命された。その委員会の正式の名が American Board of Commissioners for Foreign Missions といひ通称アメリカン・ボードといわれた。ときに一八一〇年六月二十九日であつた。

初期のアメリカン・ボードの歴史において忘れてはならないことは、それは青年たちの自発的な献身のねがいから出てきたものであるということ、超教派的平信徒運動として展開されていったことである。

たとえば、ボードの役員の選出の規則をみると、その $\frac{1}{2}$ が教職から、さらに $\frac{1}{3}$ が信徒から、そして最後の $\frac{1}{3}$ が両者のなから適任者を出すということになっている。

ボードは、その目的を「キリスト教の知識から遠ざかっている人々の間に福音を宣教する方法や手段を見出し、それぞれの状況にとり入れ、そして、おこなってゆくことにある」と簡単に記し、できるだけ広範囲の人々が参加できるようにはかられていた。現に初期のアメリカン・ボードは起教派性格を強くもっていた。日本にきた初期の宣教師に例をとるなら、一八七二年に来日し、同志社で説教を教えたM・L・ゴルドン(一八四三—一九〇〇)はペンシルヴァニア州のコムバーランド長老教会の会員であったが、アメリカン・ボードの宣教師として二十八年間日本で働いた。さらに、日本における近代医療の普及や監獄の改良に貢献したJ・C・ペリーはメソヂスト教会の会員であった。

さらに同志社に関係のある点からいえば、新島襄を暖かく迎えたA・ハーディ(Alpheus Hardy)は造船業を営み、貿易に従事していた平信徒であり、彼は外国伝道に関心をもち、一八五七年から一八八六年まで二十一年の長きにわたってアメリカン・ボードの理事をつとめている。

このようにアメリカン・ボードは青年たちの自発的な意志によつ

ておこり、超教派的な性格をもち、信徒たちの協力によって推進されていったのである。

日本の伝道の開始

アメリカン・ボードは米国最古の外国伝道団体であったが、諸種の事情で他のボードより日本伝道は約十年おくれた。一八六九年十月五日から八日にかけて、ピッツバーグ市において開かれた第六十回の年会で、日本伝道開始の件を審議した。

ボードの幹事トリートは、日本伝道の必要性和可能性をのべたのち、つぎのようなことをのべた。

「これらの日本伝道の計画を、諸氏に御決定ねがうにあたって、今一つつけ加えて御考慮いただきたいことがある。それは、この席にいるわれわれの信頼する一人の青年が、もし許されるなら、つぎの蒸気船でサンフランシスコから出立し、日本ミッシェンの創業のはたらきに与ろうとしていることである。彼はかつてアメリカン・ボードの幹事をしていたD・グリーン(David Greene)の息子であり、インディアンの人権のためにたたかったJ・エバーツ(Jeremian Everts)の孫にあたる青年であり、多くのキリスト者の期待と祈りを双肩にうけて旅立とうとしている。

諸君たちの前に提出されている問いはこれである。日本をわれわれの伝道場として新たに考えるか否かということである。」

この提案に対して、シカゴ神学校長のS・C・バートレットを委員長とする七人の委員会が組織され、翌十一月七日に賛成の意見が報告され、全員起立のうちに日本伝道開始の決議がなされた。二十



デビッド・グリーン夫妻

六才のD・C・グリーンは壇上に拍手のもとに迎えられ、日本への最初の宣教師として派遣されることの名譽と決意をのべ、デトロイト市のA・T・ピアソン牧師の祈りののち、会衆一同は声たからかに、「かりいれのあしたは近づけり」の讚美歌をうたつてグリーンの壯途を祝した。

D・C・グリーンは、マサチューセッツ州のウインザーで少年時代をすごし、ヴェルモント州にあるミドルベリー大学に学び、さらに一八六一年ダートマス大学に移り、同大学を一八六四年に卒業し、ウシコンシンで小学校の先生をしばらくつとめ、シカゴ神学校

に学んだ。偶然なことにのちに日本で働くことになったジェローム・デビースとアッキンソンとはシカゴ神学校時代の親友であった。

一八六七年に三年ぶりでニューヨークランドに帰り、アンドヴァー神学校でさらに神学を学び、宣教師となる準備をし、一八六九年アンドヴァー神学校を卒業と共に北中国に赴任する予定であったが日本ミッションの創

設と共にアメリカン・ボードから日本におくられた最初の宣教師となったのである。

そして一八二七年、ボストン郊外のブルックラインの家庭集会でグリーン^の祖父J・エバーツたちが、日本製の竹かごにいつの日かはじめられる日本伝道のためにと献金をはじめてから四十三年、終生アメリカン・ボードのために生命を捧げた人の名を冠し、同じボードの幹事であった父の志をついで、D・C・グリーンは結婚して間もない夫人と共に、一八六九年十一月四日サンフランシスコを出帆し、同月三十日横浜に着いた。

思えばそれは長い旅路であった。父から子に、子から孫へと伝えられた信仰の旅路であり、当時の世俗化しつつあった時代にあった、人間の傲慢さを斥け、謙虚に神に立ちかえり、敬虔にして堅実な家庭生活において形成されていた人間の旅路であった。そこには一種独特の家風というものを思わされるような重厚な精神的支柱があった。

それは単にグリーン^の家に例外的に存在していたばかりでなく、多少の相異はあったが、初期の宣教師たちに共通な性格であった。ケリー、ギューリック、デフォリスト、アダムス、デビースなど初期の宣教師のなかには、そのような一種の家風が存していた。

とまれ、アメリカン・ボードの日本活動開始百年の記念すべき年を迎え、先人たちの精神を偲ぶとともに、これからの日米両国の関係について、またこの時代における日本のキリスト教の在り方についておもいを新らたにしたいと思う。

初期アメリカン・ボードの宣教師たち

ダーリー・ダウンス

—

今年は米国組合教会アメリカン・ボードがダニエル・クロスビー・グリーン牧師夫妻を日本に最初の宣教師として派遣した年から百年目にあたる。

グリーン博士とは米国初代国務長官の一人エバーツ・グリーン一族であり、彼の長男もエバーツと名付けられていた。この長男エバーツはイリノイ大学の歴史部門の第一人者として知られた人であった。次男のジェロームはボストン屈指の投資事業体といわれたリー・ヒギンソン会社で活躍した後にハーバード財団の重職にむかえられた。三男ロジャーは北京綜合医科大学の学長としてロックフェラー財団の巨大な寄付をもとに大学のめざましい発展に努めた人であった。このように父グリーン博士とその三人の息子そろってアメリカの紳士録といわれている *Who's Who* に載るといふことは非常にめずらしく、他に例をみない。

グリーン博士はアメリカ出立前ボードから次のような書面をうけ

とった。「グリーン博士や後に彼の同労者となる宣教師の基本的目的とは、できうるかきうるかぎり速やかに日本の教会を自主、自立、自存の形体にすることである。」ここで興味をひくのはこの三つの「自」である。これは当時より約五十年前オランダの宣教師団体の主事をした人が主張したものであり、さらには今世紀になり毛沢東が中国の政權をにぎって以来、中国教会が強調したものと同意であるという点である。いづれにしても日本の組合教会の創立と成長の歴史は、グリーンら初代宣教師が受けてきた指針に対して忠実であった事を反映している。

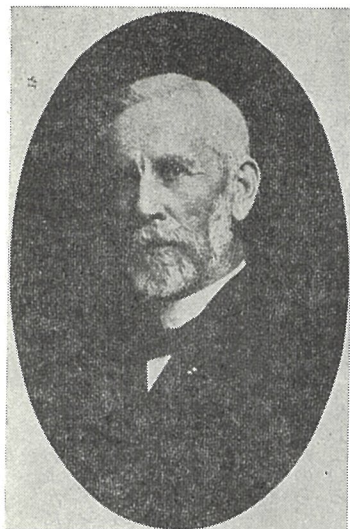
日本に到着したグリーンは横浜で一年間日本語を修得した後、神戸に移住し、英語を用いている小さな会合の世話をするようになったが、これが神戸ユニオン教会の基礎となった。一八七四年グリーン一家は横浜にもどり、そこで教人の宣教師と共に新約聖書の翻訳を始めた。

グリーン博士がいつ京都に來たのかは明確でない。しかし、彼が同志社の古い彰栄館、さらに後にはチャペルの建築設計からその監

督に及ぶまでの任にあたつたことは確かである。これらの建物は、以前の京都駅が解体された今では京都最古の煉瓦建築となつてゐる。グリーン博士自身は建築は専門外で、もちろん煉瓦師でもない。彼は大英百科事典片手に職人たちの指示に奮闘したというユーモラスな逸話が残っている。しかしこのアマチュア建築師の腕のほどはこれらの建物が今日もお同志社に肅然となつてゐることにより立証されている。(この他グリーン博士については「日本のヤンキー」A Yankee in Japanの中に詳細に記されてゐる。)

二

オラメル・H・ギューリックがハワイでの働きをきりあげ、日本にやつて来たのを一八七一年であつた。その翌年、京都へ何かの「展開会」をたずねて來ている。その頃の時勢は、彼に友好的態度を示した日本人士官は投獄されたといわれるほどであつた。ギュー



J. D. デービス博士

リックはある商社から英語教師としての職を懇望されたが、その契約内の「キリスト教にふれることを禁止する」という項を拒否したため、居住許可証も交付されなかった。同年彼がアメリカン・ボードに送った手紙に「西欧との接觸は日本の風習に影響をおよぼしつつあり、その一例として、未解放部落の一人が天皇の靴を作製するのに採寸しながら天皇と会話した」等書いている。

一八七二年といへば日本のキリスト教における歴史的年代である。本田、植村、井深の大家を含む十一人の青年たちが、S・R・ブラウンやジェームス・バラの指導のもとに最初のプロテスタント教会として横浜の海岸教会を組織した。これがいわゆる「日本基督教会」であり、その公会条例第二条「公会の基礎」には西欧的分派教派主義を廃し、キリストにあつて一つとされる主張が明記されている。この年には超教派的宣教師会が開かれ、ここでも非教派主義的宣言がなされている。

このような動きを反映して一八七四年のアメリカン・ボード・ミッションの年会では次の決議をした。すなわち「われわれは宣教師団として一致への運動を強く支持する。一八七二年九月の横浜集会(公会結成)における超教派主義を徹底して実現し、それに従つてわれわれの全ての働きと活動をすすめる」というものであつた。

ジェローム・D・デービス夫妻は一八七一年に來日し、まず神戸に居を構えた。新島先生が一八七四年に帰国され、バートン州ラトランド市で開かれたアメリカン・ボード第六十五回年会におけるアビールに寄せられた六千ドルとデービスの賛同を得て京都へ赴かれたのであつた。その前後については他に多く記されているからこ

では省略する。

デービス博士とは南北戦争中、北軍大佐にまでおよんだ勇将であった。ペロイト大学、シカゴ神学校を卒業し、ワイオミング州シア

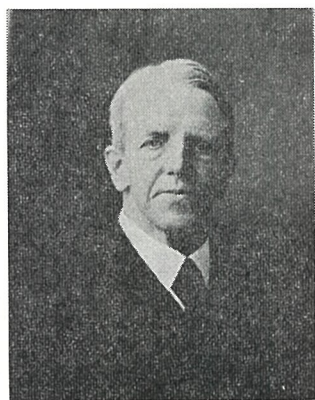
イアンの伝道にのりだし最初の教会を設立した強者でもあった。

当時のシアイアンとはユニオン・パシフィック鉄道開発の拠点として知られ、人々から「車つきの地獄」「hell on wheels」と呼ばれた荒っぽい町であったのである。

ジョン・C・ベリー医学博士が夫人を伴って日本に到着したのは一八七二年である。しばらく神戸と岡山に滞在したのち、同志社に來校、看護学校を設立し自ら開拓者の役割を果たしている。その初期の卒業生である村井姉には私の子供たちもずい分お世話になったものである。ベリー氏は同志社での働きのみならず、神戸刑務所の実態調査を行ない、後の刑務所改革に少なからぬ貢献をした人であった。彼は一八九三年に日本を去ったが、離日に際して勲三等を授与された。グリーン博士にも同じく勲三等授与の榮譽によくしている。

三

同志社開校後、京都での働きに参加したのは、M・L・ゴードン医博夫妻、ミス・エライザ・タルコット、ウオレス・テイラー医博夫妻、エドワード・ドーン夫妻、ラーネット博士夫妻、ミス・アリス・スタークウエザー、ミス・フランセス・バナリー、ミス・ジュリア・ウイルソンらである。しばらくして、オーティス・ケリー博士夫妻、チャンシー・ケディー夫妻、マーシャル・ゲインズ夫妻、



O. ケーリ博士

ミス・リンダ・リチャード（看護婦）、エドモンド・バックレー夫妻、ジョージ・アルブレイ夫妻、シドニー・ギュリック夫妻、そして一八八八年にはメリー・フロレンス・デントンの名をあげる事ができる。

ラーネット博士については多く書かれ、同志社時報三十三号にも杉井六郎氏がふれられたが、彼は日本で最初の Ph.D.（哲学博士号）の学位所持者であった。彼の Ph.D. は古典ギリシャ語の分野で一八七二年エール大学から授与されたものである。彼はミズリー州のキダー校で教鞭をとっている時、同僚のフロレンス・レハーード嬢と駈落ち結婚を遂行した痛快なエピソードの持主であった。アメリカン・ボードの宣教師として来日し、わが国はじめての経済学のテキストブックを書いた学者でもあった。彼はまた、スエーデン体操を教える一方、専門の新約聖書部門では日本語で数巻にわたるコメントタリーを著述し、その出版費には軽井沢にもついていた土地を売却してそれにあてたのであった。老牧師の中には永年この新約コメ

ンタリーを用いた人が多くいる。

新島先生の自責事件にいわせたラーネッドは「あの一件はセンチメンタルな厭世主義のあらわれで、いやしくも同志社校長のとるべき態度ではない」と語っていた。有名な堀牧師が自責事件の杖を拾いあげ、長いガラス管の中に入れて保存していた。堀牧師が梅花や同志社で大勢の学生にその杖を示し、感銘深い話をもっていくたびか回心にみちびかれたのを記憶している。

四



D. W. ラーネッド教授夫妻

さて一八九〇年代になると教育勅語が發布されるなど国家主義の風潮が強まり、宣教師と同志社の間に宗教と教育の問題をめぐって意見の対立が起り、宣教師の全教師たちは総辞職を申し出た。その後、更に同志社諸学校に対する徴兵猶予その他の特権をえるため、同志社理事会はその校則から学園の基礎としてのキリスト教の一項を削除するに至った。これが大問題を展開したのは、校則中にこの一項にかぎり一切の削除や訂正を行わないと明記されていたからである。アメリカン・ボードは敏腕な弁護士を派遣し、ボードの権利の確保を理由に校則変更に対し抗議した。ついにことは当時の首相大隈重信まで波及し、圧力は理事会に戻ってきた。その結果キリスト教の項は修復され、同志社も法人の崩壊をまぬかれたのであった。これは実に恐むべき事件であり、ボードがかような手段に訴えたことは今さらながら遺憾に思う。しかしこれは初期の宣教師を語るとき省くことのできない事である。

新島先生の熱情と理想は同志社の設立を可能ならしめ、その基礎を築いたのであったが、彼には多くの有能な視野の広い同労の友がいて、その理想の実現に大きな役割を果たしたのは事実である。また文中に挙げたような学識経験深い宣教師たちの人格と確固たる信仰とが常に貢献していたことも無視できない。確かにアメリカン・ボードと同志社間に具体的には寄付金等をめぐって見解の相違をみたり恥ずべき出来事もあったが、今一度その間に果たした宣教師たちの働きを再評価してもよいのではないかと思われる。

(元同志社理事)

△訳・深田未来生△

靖国神社法案反対の理由

篠田一人

いわゆる靖国神社法案、すなわち靖国神社の国家による保護、護持ないし管理を実現しようとする法案にたいする反対意見については、すでに、同志社大学神学部の中崎亨教授が、本誌第二八号（一九六七年十二月）で「靖国神社と宗教」という標題のもとに、明細に論じられた。教授があげた反対理由は、主として、同法案が憲法の保障する信教の自由を侵害するという点であって、それに付け加えて「右翼的国家神道の再来」を危惧するという点に触れているのである。この中崎教授の文章が発表された時点から一年以上経過した。その間、毎国会に提出のうわさが流れたが、ついに提出はされなかった。反対の世論はしだいに高まり、宗教界ではキリスト教や仏教からはもちろん、神道のなかからも反対の声があがっている。法案の国会提出近しいとされる今日において、私は、反対理由について中崎教授があげた点と根本的に異なるものをもっているわけではないけれども、本誌編集者の要望に応じて、私は私なりの反対理由の理會をのべてみようとおもうのである。

＊

靖国神社法案反対の理由としては、いくつかあげられているが、この法案が日本国憲法の保障する信教の自由を侵害するから、これに反対だというのが、同法案反対の主要な理由であり、また反対を表明しているすべての団体の意見の最大公約数だといえるだろう。

現在の靖国神社は「宗教法人法」（昭和二十六年四月一日公布）による宗教法人であるが、「靖国神社法案」と称するものは、靖国神社を宗教法人の枠からはずしてたんなる法人とし（同法案第四条「法人格」、その非宗教性を規定しようとする。この法案がなぜ「靖国神社」という名称を用いるかというと、それはただ、「靖国神社の創建の由来にかんがみ、その名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない」（第二条「解釈規定」といいわけをしている。だが、どんないいわけをしまた神札を授与しないとか、さい銭箱をおかないとか、教義をひろめたり宗教上の儀式行事を行なったりしてはならないとかいっても（第五条「非宗教性」、それはすべて空々しい詭弁にすぎない。神社の社殿や境内の様式、神官の祭服、そこで行なわれる儀式のいっ

さいは、まさに宗教的なものである。これらのものをそのままに保存しながら、しかも、これらのものは宗教ではない、すくなくとも憲法にいう「宗教」には属さないのだという主張は、まったく無理な主張だといわなければならない。

*

「靖国神社法案に関する憲法調査会意見」（自由民主党政調会長稲葉修名儀で発表）においては、右の無理な主張をみずから弁護証明するために、宗教とは何か、信教の自由とはいかなることか、などについて論じている。それによれば、憲法第二十条第一項の「信教の自由」というのは、西洋流に神を信じ、教義をひろめ、信者を教化育成するという意味の信教の自由を保障する規定にすぎない。その組織団体であるところの宗教団体に国が特権を与えてはならないことを規定したにすぎない。神という言葉にとらわれるべきではない。日本人流に「神」といったからとて、それがただちに憲法の意味する宗教上の神のことと考えるのは正当でない。学問上には差別さるべきだ。異なるものを同一に取扱うことは学問的でない、といっている。

ここでは、「日本人流の神」信仰は、宗教ではない、信教の自由という言葉に含まれている「宗教」「宗教団体」というときの「宗教」とは、西洋流の意味の宗教のことだと主張し、アリストテレス流の原因論やカントの物自体の哲学などを持ち出して、そういった窮極原理（原因）としての神すなわち絶対的存在への信仰だけが、憲法でいう「宗教」だといっている。西洋流の古くさい哲学の硬直した概念的言語を借りてきて、宗教というものを定義しようとする

素人だましのコゲオドシの議論以外のなにものでもない、というべきだろう。

神の観念は、たしかに、宗教現象において特有な特徴的なめじるしであり、伝統的なキリスト教のごときは、神信仰をもっとも強調する宗教の一つである。だが神観念を立てず、神信仰といえるような形で信仰をもたないものも、歴史的宗教のなかで重要な地位を占めている。未開人の呪力説（プレアニミズム）の状態、原始仏教における冥想沈潜の修行を重んずる無神の宗教、近代人の精神のなかで展開しつつある内在的、汎神論的世界観や主体性への深化の人間観など、いずれも神を立てない、神なくして成立する宗教である。「民族文化の中に溶け込み、社会の伝承や民族の生活慣習と同一体となり判別し難い形のまま営まれている宗教現象もある註り。」稲葉「意見」書は、他人にたいしては学問的であることを要望しながら、みずからは宗教にかんする学問上の定説を強いて無視しようとしているといわねばならない。

靖国神社にまつられる神としての、いわゆる護国の英霊は、宗教上の神ではないといえながら、同「意見」書では、「法案」の原案にたいする修正、すなわち原案では「靖国神社は、戦没者および国事に殉じた者に対する国民の崇敬の象徴であり、その感謝と崇敬の念を表わすため云々」とあるのを修正して、「戦没者および国事に殉じた人々を公にまつり」とすることを提唱している。まことに、ひらき直った態度、悪事を見つけられたものがケツをまくったのに似た態度の感じを禁じえない。

*

靖国神社を宗教法人の枠からはずして、たんなる法人とし、その管理運営のために国庫支出をしよう、それによって護国の英霊をまつらうというのが、この法案の骨子だと伝えられている。そのためには憲法における「宗教」の觀念について、無理な詭弁を弄して「信教の自由」の名目だけではキズがつかぬかのように装おうとした。しかし、その詭弁が非学問的な横車の議論であることは明白である。ところで、この法案が万一にも実現するならば、宗教や教育や一般国民生活の上に、どのような結果が生ずるだろうか。

靖国神社の管理運営のために国費を支出することが、この法案の一項目であるが、このことのほんとうのねらいはむしろ、神社参拝を国民の義務として強制することにある。稲葉「意見」書では、靖国神社参拝が宗教上の行為（宗教の信条の告白、礼拝という意味における）ではない、だから「何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」という憲法の条項を侵害するものではないといっている。だが、参拝という行為が宗教的行為でないとはんとうに思いこむ人が、いったいあるだろうか。誰も本心からそう思う人はありはしない。

公私立学校の学生、生徒、児童の靖国神社参拝、自衛隊という国家公務員の公的集団の公的な儀仗参拝が、もしも「宗教的行為」でないと曲解され、参拝が義務づけられ、参拝しないヤツは非国民だなどといわれるようになるとしたなら、それはまさに明治以来の国家神道の復活だ。教育基本法第九条（宗教教育）にも、その前段では宗教にかなする寛容（どの宗教を信じてても信じなくてもよい）を規定し、後段では「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の

宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と宗教強制の禁止を規定しているのだが、靖国神社参拝の義務づけや、それにひきつづいて波及して起こるであろう地方各地の護国神社等への参拝の強要は、この教育基本法の重大な侵害である。

憲法や教育基本法に違反するような法案を、なぜ、今日の保守政権は提起してその実現を執念深く追求しているのであるか。もう一度、稲葉「意見」書を引用してみよう。そこでは、こういっている。憲法の保障する、信教の自由や政教分離の原則は、ポツダム宣言による軍国主義の払拭という占領軍の意図にもとづいているものだ。軍国主義の払拭は占領軍の意図だから、新たにこれにかわる日本流の憲法解釈を提起するのだ、と。これはまさに、軍国主義の払拭に挑戦しようとしているのではないか。靖国神社法案の信教自由非侵害論は、法解釈上において成立し難い非学問的曲解であるだけではなく、その議論の法衣（ころも）の下には鎧（よろい）がみえているのは、清盛と同じことである。

*

もともと、この法案は、憲法解釈上の疑義を正すためとか、法体系そのものの論理をととのえるためとか、そういう目的で立案されたのではない。この法案の提起については、その当初から、政治的意図が露骨にあらわれている。戦後まもなくのころから、旧軍人関係の人びとのあいだには、靖国神社の特別扱いの願望があったといわれる。これは、戦時中からの心情的願望の連続としてみるならばある程度は容認できるだろう。だが、「日本遺族会」という政治的圧力団体が前面に顔を出して、靖国神社国家護持の運動を推進する

ようになると、問題は別だ。昭和三十七年八月作製の「靖国神社の国家護持に関する要綱(大綱)」らしい、この法案の調査、作製には終始「日本遺族会」が主体となっており、「自民党政調憲法調査会」は、この日本遺族会の意図を受けて、この法案を議員提出法案として提案しようとしてきた。日本遺族会といえ、旧軍人関係者が主導権を掌握しており、毎年、年始の恩給予算獲得運動においても、強力な圧力を發揮している。自民党首脳が、「沖縄住民の国政参加法案」とともに、この「靖国神社法案」を最優先して年度の国会に提出したい意向だと伝えられるが、これもまた、日本遺族会などの背景から来る圧力が、かれらをしてこのように言わしめたと考えられる。

これらの政治的勢力のねらいは、かつての明治らしいの国家神道を復活させ、「自衛体制強化の名において進行しつつある軍国主義的政策の貫徹を容易にするための国民精神的基盤を確立しようとする註(8)」こと以外の何ものでもないのである。

だから、私が強調したいことは、つぎのことである。すなわち、この法案が、憲法における信教の自由の保障を侵害するから、これに反対する、というだけでなく、この法案は軍国主義をふたたびみちびきこむにちがいないし、しかも、法案提案者たちは自衛体制の強化、再軍備可能な諸条件の実現と強化のための一連の政策の一環としてこの法案の実現を劃策している、ということをはっきり認識して、この法案に反対を表明すべきだということ、これである。「基督教学校教育同盟」が、ようやくその重い腰をあげて、この法案反対の声明書を公表した註(9)が、その反対理由は、信教自由の侵

害、教育上の影響ということに止まる。反対声明をすることはこれをしてしないにまきすることはもちろんのことだが、しかし、この法案の政治的意図であるところの軍国主義的な社会・政治体制の復活ということの明確な認識と、これにたいする断乎たる反対の意思の表明をしなければ、ほんとうにこの法案のもつ歴史的意義と取り組んだことにはならないのだとおもう。戦争体制への傾斜が急速にすすんでいるという現実にたいして耳をおおい、あるいは盲目をよそおうことは、国民として人間の良心の問題である。とりわけ、キリスト教徒にとっては、軍国主義体制の復活は痛切な歴史の挑戦としてこれを受けとり、この挑戦に応じて立ちあがらねばならぬ問題である。

もし、戦没者や国事に殉じた人々にたいする慰霊と感謝の念を、どのようにして表明すべきかということの問題にするならば、われわれは、それは宗教と関係のない別個の様式の施設や行事によるべきである、と主張したのである。この点については、「同盟」声明書の末尾のべてあることの趣旨と同意見である。

註 (1) 岸本英夫『宗教現象の諸相』昭和二十四年、三六ページ以下参照。

(2) 同志社大学文学部教授団声明書(昭和四十二年十二月二十日)より。

(3) 基督教学校教育同盟声明書(昭和四十三年十一月十六日)
(文学部教授・哲学)

靖国神社法案提出に対する反対の声明

靖国神社法案が、今年十二月の通常国会に、自民党遺家族議員協議会より、議員提案として提出されると新聞などは報道しています。政府、自民党がさきに「紀元節」の再現を強行したことから見て、ここに靖国神社の国家維持を進めようとすることは、国家の精神的支柱として国家神道を復活させようとする意図を背後にふくむものと考えざるを得ません。

靖国神社はいうまでもなく特定の宗教団体であり、伝統的に特定の宗教的祭儀を行なってきたてきております。この法案はその神社を「戦没者および国事に殉じた者に対する国民の崇敬の象徴であり、その感謝と尊敬の念を表わすため、これらの人々の遺徳をしのびその功績をたたえる」(同法案第一条)という名目の下に、国家維持にしようとしています。これは、

「宗教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権をうけ、又政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することは強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。」

という憲法第二十条を傷害するものです。またたいてこの法案で靖国神社が宗教団体でないとし、その祭儀が宗教的なものでないと

うたったとしても、この神社の伝統として風習化された宗教的特色は存続します。これが国家神道の復活となることは言うまでもありません。

戦前戦中を通じ、神社は宗教でないという詭弁の下に、国家権力が特定の宗教と結合し、宗教の自由、言論の自由をふみにじったことを知っているわたくしたちは、一致してこの法案の提出に強く反対の意を表明します。

一九六七年十月一日

同志社大学神学部教授団

靖国神社国家護持法案に反対する声明

十月一日、同志社大学神学部教授団は靖国神社国家護持法案の国会提案を警戒し、いち早く反対の声明を決議するとともに、広く各界に向けて共同行動を呼びかけました。しかしながら、一部宗教者研究者を除いては、この問題の重大さに対する理解や認識が徹底せず、反対の行動も活潑に広がっていません。

私たち文学部教授団は数週間にわたってこの問題を慎重に研究討議した結果、神学部の反対声明を全面的に支持し、さらに大きく世論を喚起する責任を負うべきであるという点で完全な意見の一致を見ました。すでに神学部声明が明らかにしたように特定の祭儀を行なう特定の宗教団体でしかない靖国神社を国家護持にしようとするこの法案は、先ず憲法によって保障された、信教、宗教教育、宗教活動の自由に対する国家権力の侵害を予想させるに十分でありま

す。すなわち、それは現在自衛体制強化の名において進行しつつある軍国主義的政策の貫徹を容易にするための国民精神的基盤を確立しようとする危険な意図にもとづくものであつて、かつての国家神道の復活を意味する内容をふくんでいます。当然の結果として、この法案は思想の自由、学問の自由等、一切の基本的人權の抹殺につながることは必至であり、平和と民主主義を基本とする戦後日本の国家理念そのものと真向から対決する、きわめて反動的な政策の一環であることを追及しなければなりません。

戦没者や被災者に報いる道は、戦争に反対し平和を守ろうとする国民の積極的な意志と行動によつて決定されるべきものであります。が、この法案は、戦没者を悼み悲しむ素朴な国民感情を利用し歪曲して国家の戦争責任と保障の義務を隠蔽するばかりか、国民の悲願と祈念を裏切る方向を決定しようとするものであることを見あやまつてはなりません。

私たちは、教育者研究者として、今日の時点における最少限度の主體的な責任を明らかにするためにも、この法案に対する毅然たる反対の意志表示を行なうとともに広く世論に訴えることを決議するものであります。

一九六七年十二月二十日

同志社大学文学部教授団

決議

自民党はつぎの国会に「靖国神社法案」を提案して、靖国神社の

国家護持を実現しようとしている。われわれ教育と研究の場にある者は、これに重大な関心をはらわざるを得ない。かつてわれわれは同志社において立学の精神と思想・信教の自由が国家神道と軍国主義によつて蹂躪され、それらに屈従した体験と責任を有している。靖国神社が国家によつて保護されることはこのような誤った歴史をふたたびくりかえすことになる。

われわれはさきに建国記念日の設定が事実上、紀元節の復活であることを指摘し、つよく反対した。明治百年祭の開催、国防教育の奨励なども関連するこのような国家主義的、軍国主義的政策が一九七〇年の安保条約改定を前にして、あいまいでとられることは、日本を戦争の道に導こうとする意図にはかならない。

この法案は日本国憲法に対する重大な侵害である。憲法を守り、その完全な実施を要求する者はこの法案に徹底的に反対しなければならない。靖国神社の国家護持を国民感情とする説もあるが、ふたたび戦争をせず平和を確立することこそ、戦争犠牲者を真に慰める道であると確信する。

すでに同志社大学神学部、文学部両教授団は反対声明を発表したが、いまわれわれは全同志社の人びとに呼びかけて、ここに集り、反対の意志を内外に声明する。そして、真の平和と自由を愛するすべての人びととともにこの法案を粉砕するまでたたかいぬくことを決議する。

一九六八年七月六日

靖国神社国家護持に反対する同志社集会

決 議

「靖国神社法案」は信教の自由をおかし、国家神道の復活につながるおそれがある。同志社キリスト教教育委員会はすでに同志社大文学部、文学部兩教授団と靖国神社国家護持に反対する同志社集會において出された声明、決議を支持し、この法案の国会提案、および靖国神社国家護持の意図につよく反対する。

一九六八年七月十三日

同志社キリスト教教育委員会

声 明 書

「靖国神社法案」が、次の国会に自民党より議員提案として提出され、靖国神社の国家護持が進められようとしています。

このことは、同志社にあって教育の業にたずさわる者として、重大な関心をはらわざるを得ません。私たち、同志社高等学校教職員は、この問題を慎重に討議した結果、次の理由によりこの法案の成立に強く反対いたします。

一、靖国神社は、神社としての名称および祭祀の形式を保持するかぎり、法律の力をもってしても、その非宗教化は不可能である。

一、特定の宗教の国家護持は、憲法による信教の自由を侵すものである。

一、信教の自由を侵すことは、良心の自由の成立を危くし、その

ことは正常な教育活動をさまたげるものである。

一、「戦没者および国事に殉じた人々に対する敬意と感謝の念」を、公に国が表わすことについては、別の施設と様式によるべきものである。

右、署名をもって確認いたします。

一九六八年十一月二十日

同志社高等学校教職員団

「靖国神社法案」に対する反対声明

自由民主党は次の国会に「靖国神社法案」を提出し、靖国神社の国家護持を実現しようとしています。

私たちは教育と研究の場にある者としてこの法案に重大な関心を持つ者であります。もとより、私たちは戦没者の慰霊に反対するものではありません。ただ、この法案が憲法に定められている信教、教育、思想などの基本的自由を侵害し、歪んだナショナリズムの復活につながることを懸念するものであります。

この問題に関し、教授会において慎重に協議した結果、私たちは既に発表されている同志社内部の諸声明及び決議を支持し、同志社立学の精神に基づいて、この法案の国会提出、及び靖国神社国家護持の意図に強く反対します。

昭和四十三年十二月三日

同志社女子大学教授団

決 議

私たちは「靖国神社法案」提出の意図に強く反対します。提出者は靖国神社が特定の宗教施設ではなく、全国民的な崇敬の対象であり、したがってその国営化は当然とみなしているようであります。しかし神社をもって、超宗教的、国家的存在とみなすこの態度こそかつて国家神道を国民道徳として強制し、神国日本の神がかり思想を鼓吹した根拠そのものであります。

私たちは国に殉じた人々に想いをはせるとき、襟を正さざるをえません。戦争のため血を流した人々には、ただに戦場の兵士のみでなく、戦禍に倒れた無数の一般国民があり、さらにまたわが国との戦争によって犠牲となったおびたしい外国人のあることも人類同胞として忘れることができません。したがってこれらの犠牲者にむくいる真の道は、過去の戦争を深く反省し、平和な日本と世界を築く努力以外にありません。

今回提出されんとする法案は、戦没者への国民感情に名をかりて国家神道の復活に道をひらき、信教の自由と、ひいては国家の民主主義的基礎を危うくするものとして強く反対の意を表明します。

昭和四十三年十二月九日

同志社大学経済学部教授団

声 明 文

自民党は近く、「靖国神社法案」を国会に提出し靖国神社の国家護持を実現しようとしている。靖国神社はそれが神社としての名称

ならびに祭祀の形式を保持するかがり、国家神道の復活につながるおそれがあり、これを法律の力をもって非宗教化することは不可能である。この法案は、日本を戦争に導こうとする国家主義的、軍国主義的意図を持っており、この法案が成立すれば、憲法による信教の自由は侵害され、教育の上にも重大な影響をもたらすことはあきらかである。戦争犠牲者を慰める道は、ふたたび戦争をせず平和を確立することであると確信する。

以上の理由により、右法案に強く反対する。

一九六九年一月八日

同志社商業高等学校教職員団

「靖国神社国家護持法」案に反対する声明

政府、自民党は、次の国会で「靖国神社国家護持法」案を提案成立させようとしております。

私たちは、戦没者の霊を丁重に慰めることに反対するものではありませんし、遺家族の心情も十分理解できるつもりであります。

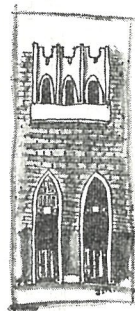
しかしながら、この法案が遺家族や国民の感情を利用して、憲法に定められた信教、教育、思想の自由を侵し、軍国主義復活の一翼をなう意図を秘めた危険なものであることを認めざるを得ません。私たちは、この問題に関する学内諸声明、及び決議の主旨に原則的に賛成し、ここに法案そのものに反対する態度を明確にするものであります。

昭和四十三年十二月二十日

同志社香里中・高等学校教員会議

官学と私学

中島萬朶



この題目は今では古めかしい趣きをもっている。現代的に言えば「国公立学校と私立学校」と改めるべきであろうが、明治生れの筆者にとっては、この題名の方がなつかしい。といつても決して昔の官学に未練を感じているのではない。むしろその逆である。

大学にしばって話を進めよう。官学を代表する東京大学と私学を代表する日本大学とは、それぞれ現時点において国民大衆の注視の標となつてゐる。紛争の原因はそれぞれ異なるとしても、その解決の方策は、全国の各大学へ影響するところ極めて大なるものがある。スチューデント・パワーの抬頭は世界の「新しい波」であるとしても、その解決の方策は国ごとに異なり、さらに国内でも官学により私学によつて、それぞれ異なるであらう。いづれにせよ、今日大学のあり方が問われていることは、何人も認めざるを得ない。

さてその大学のあり方であるが、過去を荷い未来を孕む時間のあり方として、当然その大学の過去から現在への歴史的な伝統へ思いをいたさざるを得ない。

東京大学は明治十年、東京開成学校および東京医学校を合併してわが国唯一の官立大学として発足した。次いで明治十九年帝国大学令によつて、わが国唯一の帝国大学となり、「国家の須要に応ずる學術技芸を教授し、及び其の蘊奥を攻究するを以て目的とし云々」と規定され、当時の天皇制国家の唯一最高の学府となつた。それが戦後の学制改革により「帝国」の名称は削除され、創立当時の東京大学に改称されたが、九十二年の長い輝かしい伝統は、依然として引き継がれ、名実ともに官立大学の代表であることは、自他ともに認めるところである。

日本大学は、日本の私学のうちで、最大の規模と最多の学生数をもつて誇る大学であり、大学当局は日本の大学として自認していた

であらうが、学校の評価の基準となるものは、必ずしもその規模や学生数の多少にあるのではなく、輝かしい伝統と教職員・学生の質の如何にあると考えられる。したがって日本の私学の代表にふさわしいものとしては、東京では慶応義塾大学と早稲田大学、京都では同志社大学と立命館大学というところが頭に浮かんでくる。また現在の大学紛争の起因からしても、東京大学と日本大学を同じ立場で考えることはできない。このような発想からすれば、官学の代表である東京大学と対比しうる私学の代表としては、同じ地域にあり、かつ長く輝かしい伝統を受け継いでいる慶応義塾大学を挙げざるを得ない。

慶応義塾大学は、安政五年福沢諭吉によって開設された蘭学塾がその起源である。慶応四年慶応義塾と改称され、明治二十三年わが国最初の私立大学となった。東京大学のように帝国大学令によってその目的が明確に規定されなかったが、創立者福沢諭吉のことばによれば、「慶応義塾は単に一所の学塾として自から甘んずるを得ず其の目的は我日本国中に於ける気品の泉源智徳の模範たらんことを期し之を實際にしては居家処世立国の本旨を明にして之を口に言ふのみにあらず躬行実践以て全社会の先導者たらんことを欲するものなり」(慶応義塾七十五年史参照)ということにあった。

東京大学の教育目的が、「国家の須要に応ずる……」とあるに對し、慶応義塾のそれが、「我日本国中に於ける気品の泉源智徳の模範たらんことを期し……全社会の先導者たらん……」とあることは、官立と私立の違いから当然のことではあるが、また当時の天皇制国家における、国家と社会との対立概念を考慮にいれた場合、興

味深いものがある。極端に言えば東京大学は官僚の大学であり、慶応義塾は庶民の大学であったともいえるよう。

三

それぞれの大学のカラーをよりよく理解するためには、創立者の思想ならびにその人格に触れることが必要であらう。この点官立の大学は、創立者は国という法人格なので、強いてこれを試みようとするれば、官立の場合は初代の総長をもってこれに代えることができるよう。

東京大学の初代総長は、加藤弘之(天保七―大正五・一八三七―一九一六)、慶応義塾大学の創立者は、周知のように福沢諭吉(天保五―明治三四・一八三五―一九〇一)であった。両者はともに洋学者として、幕末より明治初年にわたり、その名著を通じて外来思想を紹介している。しかしその際加藤は主としてドイツ流の絶対主義的国家権力による日本の近代化を唱え、福沢は主として英語を通じて、イギリス流の自由主義的民主的議会制度による日本の近代化を望んでいて、両者ともその初期においてはきわめて急進的でありともに明治初期の新進気鋭の洋学者グループで結成した明六社の同人でもあった。

明六社はその機関誌として「明六雑誌」を明治七年より発刊し、当時の青年学徒の新知識の源泉をなしたといわれている。ところがこの機関誌が、明治八年、政府の発令した新聞紙条例および讒謔律によって廃刊せんとする危機に陥った。よって明六社同人は、明治八年九月一日の会合で、その雑誌存廃について討議した。その際

廢刊に反対したものは、森有礼・西周など少数であったが、福沢諭吉・田中不磨・辻新治など多数のものは、やむを得ないものとして廢刊に踏み切ったといわれている。福沢が廢刊もやむを得ないと考えた理由は、「明六雜誌ノ出版ヲ止ルノ議案」に明記されているが、その概要を述べると次のようである。

「明六社は學問上の結社であつて政治を談ずるものではないが、しかしその議論が政治の領域に及ぶおそれがある。更に西洋諸国では人間の交際が盛んで、政治もその一部をなしているから、あまり問題にならないが、独りわが日本においてはそうではない。人間に關すること一〇に八、九は政府に關係しないものはない。止むを得ない事情があるとしても、今の日本は日本人民の日本ではなくて、政府の日本と言わざるを得ない。だから明六雜誌の論文が今後政治上に關係するおそれがあるので速やかに出版を止めねばならない。」という主旨のものであった。

それに対して加藤弘之は、その会合には欠席したため回送された議案に、廢刊への同意を示したといわれている。

福沢が平民的な人物であり、明治の近代化を民間にあつて推進していった人であることは周知のことである。これに対して加藤は対照的に官僚的・獨善的な學者であつた。彼が獨學でマスターしたドイツ語およびドイツの學問が、彼の官僚的性格をますます強化したといえぬこともないが、彼の自叙伝中の次の文章から察すれば、性格的に立身出世を望む官僚主義者であつたことは、疑い得ない。

「今日の日本は上に帝室があり、下に一般人民があるといふだけのものになつたのである。それゆゑ士族は勿論、又農工商の如きも

才識又は學芸のある者ならば、如何なる高位高官にも任せられることが出来るのであるが、左様な事は武家時代には殆ど夢にも見られぬことであつた。余の如きは本来貧士族から成り上つたものであるけれども、今日は親任官を辱くして居るから、宮中席次に於いては公侯爵の上に列することが出来るのである。公侯爵といへば、近頃士族から成りあがつた人々もあるけれども、然かも旧大將軍家、五摂家が公侯中の重なるものであり、又旧清華・堂上や、旧国持大名が侯爵中の重なるものであるといふことを考へて見ると、余等封建時代の老人には、実に奇異なる感が起るのである。次には子孫のために一言しておきたいと思ふことがある。それは子孫は余よりも更に教養倍も優勝なる人間になつてもらひたいと云ふことである。」(大正四年六月発行、桜井錠二篇、「加藤弘之自叙伝」参照)

加藤のこの子孫への教訓に対して、福沢の子供たちに対する期待は、ただその健康にあつたといわれ、また「福翁自伝」(明治三十二年六月発行)にある次の文章と對比したとき、兩者の思想・性格上の違いは一層はつきりしてくる。

「維新前後むちやくちやの形勢を見て、とてもこのありきまでは國の獨立はむずかしい。他年一日外國人から如何なる侮辱を被るかも知れぬ。さればとて今日全國中の東西南北何れを見ても共に語るべき人はない。自分一人では勿論何事も出来ず、亦その勇氣もない。実に情ない事であるが、いよいよ外人が手を出して跋扈亂暴と云ふときには自分は何とかしてその禍を避けるとするも、行く先きの永い子供は可愛さうだ。一命にかけても外國人の奴隸にはしたくない。或は耶穌宗の坊主にして政事人事の外に獨立させては如何。

自力自食して他人の厄介にならず、その身は宗教の坊主と云へば、
自から辱しめを免かることもあらんかと、自分に宗教の信心なく
して、子を思ふの心より坊主にしやうなどと種々無量に考へたこと
がある……」

四

以上のような断片的な引用文や叙述によって、加藤弘之と福沢諭吉の思想上、性格上の相違を速断することは冒険であり、また官立大学の初代総長をもって私立大学の創立者と対比し、それぞれの大学の長い輝かしい伝統を裏付けることも危険であるが、創立当時の精神は、長くその大学に温存されるものである。またその精神に普遍性があり、真実性があれば未長く温存してゆきたいものである。

目下燃えつつある東京大学の紛争の起因は、種々な角度から分析して考えられるであろうが、その要因の一つとしては、大学主脳人の背景にある権威主義・官僚主義の悪い面ではなからうか。日本の大学の学長・学部長・教授といった権威ある人びとの言つたこと協議決定したことが、一介の学生の陳情によって容易に撤回されるものではない。だから学生たちは徒党を組んで、大衆団交という戦術で権威者に対抗しようとする。ここに紛争をますますエスカレートし、もはや従来の大学の自治体制では、収拾できない状態に追いつめているように思われる。

人間は権威者や権力者の前では、その権威や権力に威圧されて、思うように自己を表現できない弱みをもっている。特に東大学生の場合は、自分も将来の権力者を夢み、管理社会の一員たることをも

つて国家・社会を支配しようとする意識が過剰であらう。したがってこのような雰囲気においては、師弟の間にも、また学生同志の間にも、絶えず競争意識が働らき、裸の人間同志が温かく触れ合い助け合う心のゆとりがないように考えられる。従来の官立大学のカラーが、無味乾燥であると非難されていた理由の一つは、この点にあるのではなからうか。

同志社の古い先輩である山崎為徳は、明治十年開成学校（東京大学の前身）より、同志社に転校した一人であつた。その転校の理由について、彼は次のように述べている。（同志社大学人文科学研究所編「熊本バンド研究」参照）

「東京大学には、教師を数千里より雇ひ、莫大価の器械を求め、数百の生徒を日本中より集め、壮麗なる学舎を建立し、数多の学科を置き、数万の書籍を求め、誠に日本第一の学校にして、人々は日本第一とすれども、その内情を思わば、事が斉はず、生徒の学業は甚だ高きに非ず、而して生徒の品行は甚だ悪し。其の根本を求むるに、此の学校にては、智を本に徳を末にし、智を尊め徳を賤しめばなり。何ぞ此の大学校のみならんや。日本の他の学校にも此風あり。」

山崎為徳は熊本洋学校の出身であつたから、開成学校の雰囲気になじまず、同志社に転校したのであらうが、当時の同志社が、一人の悩める青年を引きつけるほどの魅力があつたのは、創始者新島襄の人格の致すところであつたと考えざるを得ない。

（文学部嘱託講師）

学園教会とその周辺

寺崎 暹



立った青年会の動きが、従来の教会の歩みに照らしていわゆる「造反有理」になるかならぬか、さまざまな見解があるが、同志社教会が学園教会なる故に問題が尖鋭化したことは明らかである。そのことが学園の中でもまた諸教会の間でも憂慮され、時に軋轢を買っていることも予想される。そこで与えられたこの機会に、学内のキリスト教問題とも関連して学園教会としての同志社教会が直面している諸問題について御理解いただくと共に、今後の御協力を仰ぎたいと願っている。

昨年十一月二十四日、同志社教会の礼拝中（創立記念礼拝）、青年会有志約二十名は栄光館前で「自主礼拝」を行ない、二十六日に予定されていた靖国神社法案阻止市民集会にむけてこの問題を討議すると共に、礼拝に関する一つの態度表明を行なった。最近の教会青年会の動向を知る者にはともかく、このことは一般の会衆者にはかなりの衝撃を与えたようである。一昨年あたりからのこうした目

同志社教会と学園とのかかわりを考えるため、若干その歴史的経緯をたどつてみたい。同志社英学校建立の翌年、明治九年に教会は「西京第二公会」として出発した。当初、新島先生の新島丸町仮寓を仮会堂としたが、明治十四年秋、松蔭町新島邸南側に会堂が落成した（千ドル）。しかし、それまで禁止されていた学内の宗教教育が官許となり、また学内の宗教的気運も高まるにしたがい、会堂を学内に移し、全同志社の基本となすべしとのかねての新島先生の意図により、明治十九年六月教会堂完成（現中学チャペル）と共に教会は校内に移転、新たに教会規約も定められた。その後、曲折はあるが、総長が牧師を兼ね、或いは宗育主事を牧師が兼ねる等、学内の宗教教育は教会と不可分の連関のもとに行なわれて来た。しかし、このような係わりはまた、教会の使命をめぐる問題性をも含むことは歴史に照らしても明らかである。それは第二次大戦後、大学に独自の役割りを担う宗教部が設置されたこと、および教会が宗教法人日本基督教団の教会として外形的にも自己を定位していくことによつていつそうあらわとなったと思われる。すなわち、学内の宗

教活動は宗教部の責任となるのだが、他方、事実上教会は当初からその意図をもって構内におかれており、またその働きのニュアンスは異なるが学園の宗教活動と重層的な関係においてかなり重大な役割りを果して来た。事実、礼拝出席者の七割は高校、女子大、大学の学生で占められ、また教会に關係する学生は三百名を下らぬだろう。通常の教会では求道者の会員との比率は多くとも二割程度だがここではそれがちょうど逆になる。したがって教会の年間計画は新入生に対する配慮等、当然学生を中心として組まれ、そのために力が注がれて来た。少なからぬ献身者がその中から輩出しつつある事実も見逃しえない。にもかかわらず、現状では学生に行き届いた配慮がなされたいというらみがあり、教会が全体として育てられていくという点でも今後種々の課題を与えられている。以上の内部の諸問題に加えて今日では昨今の社会の潮流が鋭敏に教会に反映してくる。すなわち、一方では今日キリスト教主義学校が等しく問われている「キリスト教」の問題があり、他方、これと並んで学生運動の思潮が、既成のキリスト教に対するイデオロギー的な問ともつなげられて有形無形に問われてくる。これらは入り組んだ關係にあるがまず教会がそこから問を投げかけられてくる学園のキリスト教問題から発して、今後の教会のあり方をさぐる必要に迫られるのである。

二

最近『福音と世界』誌上に「キリスト教主義大学の理念と現実」と題する討論が掲載されている（同誌昨年度十・十一月号）。討論

は主義学校がその理念から出発しつつも、今日かなり重大な問題の中にあることを指摘する。

そこで、一方では（高尾・浅見氏）(A)大学の本質論的問から、キリスト教や建学の精神が大学の統合原理（普遍的総括概念）となりにくいこと、更に今日、世俗化と大衆化の進行しつつある大学で経営の論理が先行しがちで、このような混迷を脱するためにもキリスト教は受肉された形で匿名化さるべきである。例えば「真理」といった極めて非宗教化された原理を尊重する。どの大学にも劣らぬ立派な学園運営を行なう、このような二点に今後の主義大学のあり方は絞られるのではないか。もちろん、全ての学問が究極は真理を導ぶことによつて神に感謝と讃美を捧げる学びの場となり行くことを願う意味では、主体的にキリスト教と大学は結びつく。しかし、公共性をもった教育機関として、キリスト教が体制と同一視される方向には問題が残る、とされる。

他方（松川・高崎氏）(B)結果的には同じ型となるとしても、なお道理上キリスト教主義大学は望みうることはないか。国家と政治のコントロールから自由な立場で、また単に学校経営の具としてでなく、かえつて大学自体が厳しくその意義を問われる間でキリスト教と結びつく理念があり（愛にあって真理を伝える、とか、人となれ、奉仕せよ）その理念の故にこそ真に自由に学問ができ、真理が尊ばれていくという積極的な係わりがあるのではないか。現実的にも学生、教職員、理事会三者の信頼關係をちとるためにも、キリスト教は土台となりうる、と主張されている。

キリスト教を前面に打ち出すか否か、その関連を積極的に見るか

否定媒介的にうけとめるかという開きがそこに出てくるにしても、いづれにしても今日、学園におけるキリスト教の内実が問われていることに変わりはない。本来、独自の教育理念に出発した学園が、学園と教育の大衆化、大量化につれて経営に追われて変質してきたことの裏には、国家の文教政策の無責任等にも原因があったことが指摘されるだろう。だが、学園とキリスト教との複雑な関連に徹底した検討とヴィジョンを欠いたところにも誤算があったとは言えないだろうか。だが問題はむしろ今後にかかっている。もし学園におけるキリスト教の内実が深いところで問われていかなかったら、豊かな人間性を養い育てるべき学園と教育の場が、逆にそれを奪われる方向に向って荒廃していく恐れもなしではないのではなからうか。もとより組織自体に信仰を望むことは不可能かも知れず、またキリスト教がただ形式的原理として余りにも自明の理とされるところにこそ問題が潜むことも懸念される。そこで、その実現可能性には大きな問題が残るが、(A)のように、キリスト教が単に規制原理として働かやすいというマンネリズムを自ら断つて、宗教活動は財的に運営的にも独自に、しかも内面的には学校運営との深い協力の下に果されていくことが最終的には考えうることも知れない。その際、その活動の母胎となるべきは教会でしかないであろう。欧米の、各教派から出発した大学がとっている今日の形態の多くがそれである。しかし、社会環境を異にし、なお真理とその自由を求める風風が薄く、容易に揺れ動く時代の中にも揺かぬ精神の裾野をまたない土壌の下では、なお、明らかな良心をもって福音の証しとその問いかけを果していくことに学園のキリスト教の重き務めがある

と思うがどうであらうか。

しかし、いづれにしても学園とキリスト教のかかわりは単なる論議につきるものではありえない。実質的にそこにある「人」がいかに誠実に、実力をもって恥じるところない運営とまた学園教育にたずさわるか、に問題は還元されてくる。当然、例えばキリスト教の人格主義的教育を尊重し、学園を学園たらしめる自由をもって大学をよく理解する「人」が望まれるだろう。言われるようにそこでは必ずしも全てが外面的に信仰者であることは条件とはならぬはずである。しかしながら、このような学園の理念を掘り下げて行く時、そこに教会の重大な責任があることを見出すのではなからうか。もとより教会は学園と直結した関係にはない。しかし、上述の理念に基づいて学園がいかに運営され、またいかなる学園と人が生み出されていくべきかを考える時、学園のキリスト教の背景にある秘義的な役割としての教会の働きを軽んじるわけにはいかないのではなからうか。このことは具体的なプラン、学内礼拝と宗教等の講座の積極的意義についても言えることであらう。

以上いささか分を越えた論述となったことを恐れるが、ひるがえって同志社教会が以上の学園のキリスト教の検討から導き出される要請の一端に（それは極めて重大な一端であると自覚しているが）応ええているだろうか。残念ながら、現状ではその足らなさを恥じなくてはならない。だが、その原因の一端は教会が時に余りに遠慮がちに学園の内と外の係わりに立ち続けざるをえなかった点にもあると思われる。例えば教会がもつばら学内の諸施設に依存して来たことは（それは感謝すべき特権ではなからうか）通常の教会に望み

えない気安さで学生も教会に係わりうる利点である。そのお蔭で年々大量の新人生を（五十六百）受け入れるに當て、そこにまたない学内伝道の機会もあったと言える。だがそのことはまた時代の変化と共に最近では時に受け入れ態勢の不充分のため―それは教会の成長と訓練如何に起由する―かえって彼らを混迷させるという問題ともなってきたのではなからうか。問題は必ずしも施設にあるのではないかも知れない。ただ、今後学園と教会が更に内面的に結びつく方向で学園の協力と示唆が与えられれば、それによつていっそう教会が眞の教会として成長して力をうるだろうし、そのことを通して教会は更によく学園にも寄与できるのではないだろうか。

三

ほとんど紙面もないが、以下簡単に今日のキリスト教が問われているイデオロギー的な問にふれてみたい。キリスト教とマルキシズムないし社会実践の問題は古くまた新しい問だが、今日ではそれが学生運動の思潮に見られるニューレフトの思想と活動に結びつきやすい特徴をもっている。そこでは信仰者の個人倫理が倫理的利己主義として、教会の体質が根元的に对社会閉鎖主義として痛烈に批判される。社会への参与は既に宣教に聞くことに始まりまたそれによつて支えられるとされる。かような傾向はバルト神学が示すダイナミックな教会と市民社会の係わりにその裏づけを求めるものから、従来の福音理解を解消して、ただ人間の実存と「史的イエス」の係わりにそのモチーフを見るものまで幅広い。共通するのは今日までの教会の对社会性を頑迷な二元論として退ける点と、既成教会に

権威主義の形骸を見る点である。社会正義に鋭敏な青年がかような傾向に魅力をおぼえることは殊に今日の状況では自然であろう。實際目くるめくほどの社会の変化とその矛盾の中でしか宣教もありえないのであった。この傾向の中の問題点の一つだけあげてみたい。教会は歴史の示すアイロニーとその悲劇性の故にこそ、人間とあまた教会さへもが犯した過ちと罪を深く十字架の主に懺悔するのであり、またその故にこそ歴史的理性の蔽いえない傷める人間性を蔽い包む福音が常に伝えられるべきであり、そのことを抜きにして教会の革新もまた教会の社会的活動もありえない筈であるということである。

今日、既成の権威と体制に抗む青年の社会的正義への渴望は理由なしとせず、またその限り真執な問いかけとしての役割を果しているときさへ言いうるとしても、それが教会と社会の区画を簡単に抹消せんとする限り、それは聖書からあらゆる超越的な要素を排除して革命による主体変革の論理をそこに読みとる一種の進歩主義思想に他ならず、その方向は遂に「進歩の幻想」の中に自らを解消（受肉でなく）することはならぬだろうか。厳しい教会批判の姿勢もそれが自己への逆説的問である限り意味をもっている。ただその逆説がやがてその表面でしか理解されなくなる時、それは自ら存在主義を失うのではなからうか。いかなるキリスト教でも、それを一度、他なるみ手に委ねて、いさぎよく選択と決断の前におきた時、はじめてそれがよく真理を真理として重んじるという学園の精神をも生かしていくものではなからうか。